

銀年

銀座でわかる年季

情報(第70号)



令和元年10月30日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:https://ginza-syaroushi.com/

斜面を転がすと踊って転がり落ち、孫が大喜びする。

障害年金



1 特徴的な年金相談

古い話で恐縮です。当職は、平成6年4月から平成9年3月まで岩国社会保険事務所で年金相談の担当者をしており、日々、来訪相談を承っております。特徴的な相談事例を紹介しましょう。

ある朝一番に、30歳台後半の女性が目の前に座られるなり、「ワッ」と泣き出しました。吉国が女性を泣かせたと幹部がすっ飛んで来て、「誤解ですよ」。聞けば隣の広島県大竹市からで、昨夜、主人が飲んで帰って来なかった、今朝、大竹市海岸のテトラポット傍で死亡しているのが発見されたというのです。動転して、思いついたのが遺族年金というわけで、受給権があることだけ確認し、葬儀等をすませて再度おいでくださいと（新聞等から事件性はなかったようです）。

中年女性からは、珍しくない相談として、「もしも主人が死んだら遺族厚生年金はいくら？」があります。あるとき、30歳くらいの女性から、詳しく聞かれ、若いのに随分詳しいなあと感心したものです。それからしばらくして、会社内の年金説明会をやってほしいとの要請で出かけたところ、その女性が担当で、あの時はお世話になりました。私の主人ですと紹介されたのが60歳の方でした。「あっ—そうですか」備えあれば患いなし。

2 わかりやすい年金・そうでない年金

年金というものは、一般的に老後のものと考えがちで、40歳台、50歳台になると必然的に意識が高まります。自分の両親の面倒をみるが多くなる関係もあるでしょう。

65歳の平均余命をみると、男性約20年、女性24年と明らかな差があり、加えて年下の妻が多いですから、「私が老後を一人で暮らさねばならない」は、予測を超越してもはや宗教となっているのです。ですから、事前に対策を打つのはよいことです。

老齢年金・遺族年金は、歳を重ねた、死亡したときでわかりやすい年金です。一方、障害年金は、障害といってもその状態は多様であること、その対応に忙殺されること、身近に障害年金の受給者がいないことなどから、ご存知ない方が多く見受けられます。

3 障害年金の保険料納付要件

障害年金は、初診日が出発点で、障害認定日又は事後重症時点で一定の障害状態にあるときに受給できます（次項の表参照）。

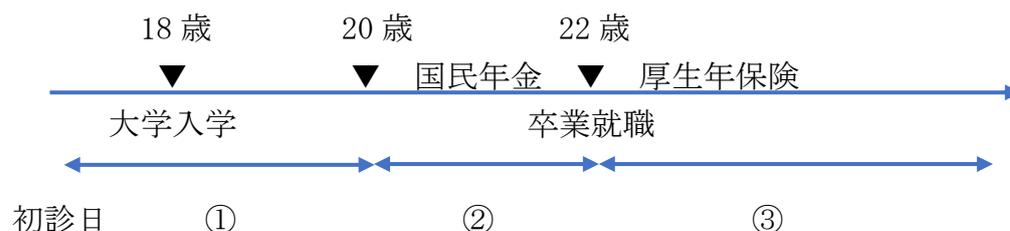
20歳未満に初診日があるときを除いて、保険料納付要件を満たしていることが必要で、まずこの確認が必要です。

例示として、高校卒業後、22歳まで大学生、大学卒業後、就職（厚生年金保険の被保険者）の履歴とします。

20 歳未満のときに初診日があつて (①)、1 級又は 2 級の障害状態にあるときは、障害基礎年金の受給権が発生します。

②は、国民年金の加入期間であるため、保険料納付要件が問われます。簡単にいうと初診日の前日において、初診日が属する月の前々月までの被保険者期間の内、保険料の未納期間が 1/3 以上あると納付要件を満たさないこととなります (初診日の前日において、初診日が属する月の前々月までの直近 1 年間に保険料の未納期間ないとの経過措置があります)。

③も保険料納付要件が問われることは、前記と同様です。



4 障害年金の概要

以上を表にまとめると次のとおりです。

区分	受給障害年金	障害認定日 (原則)	事後重症
初診日が 20 歳未満又は国民年金期間中	1 級又は 2 級 (障害基礎年金)	1 年 6 か月経過日 (初診日が 20 歳未満、かつ、1 年 6 か月経過した日が 20 歳未満のときは 20 歳時点)	障害認定日には障害状態になかったがその後障害状態となった
初診日が厚生年金保険期間中	1 級から 2 級 (障害基礎年金+障害厚生年金) 3 級 (障害厚生年金)		

5 裁定請求

法的には、障害認定日又は事後重症時において障害年金の受給権が発生するところ、そのためには、裁定請求書を日本年金機構へ提出し、確認を受けることが必要です。この裁定請求が遅れると、認定日請求において受給権が発生しても実際に年金を受け取る権利が消滅時効 (5 年) にかかり、受給できない期間が生じることになりかねません。

また、事後重症は、請求時に受給権が発生する年金であるため、請求が遅れる分、受給権発生が後になってしまいます。

当法人では、障害年金の相談・裁定請求について承っております

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
 銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦
 TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
 E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
 URL : <https://ginza-syaroushi.com/>